

周南市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

周南市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月22日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市営住宅条例の一部を改正する条例

周南市営住宅条例（平成15年周南市条例第217号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。）」を削る。

別表第2に次のように加える。

犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等で同条第1項に規定する犯罪等により従前の住宅に居住することが困難となったもの
--

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(参 考)

周南市営住宅条例新旧対照表

現行	改正案				
<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者<u>（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。）</u>）として別表第2のいずれかに該当する者（以下「老人等」という。）にあっては第2号から第5号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する者（以下「被災者等」という。）にあっては第4号及び第5号）の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別表第2（第6条関係）</p> <p>老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者</p> <table border="1" data-bbox="143 1107 1120 1182"><tr><td>(略)</td></tr></table> <table border="1" data-bbox="143 1182 1120 1388"><tr><td>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で次のいずれかに該当するもの</td></tr></table>	(略)	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で次のいずれかに該当するもの	<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として別表第2のいずれかに該当する者（以下「老人等」という。）にあっては第2号から第5号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する者（以下「被災者等」という。）にあっては第4号及び第5号）の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別表第2（第6条関係）</p> <p>老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者</p> <table border="1" data-bbox="1144 1107 2121 1182"><tr><td>(略)</td></tr></table> <table border="1" data-bbox="1144 1182 2121 1388"><tr><td>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で次のいずれかに該当するもの</td></tr></table>	(略)	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で次のいずれかに該当するもの
(略)					
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で次のいずれかに該当するもの					
(略)					
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で次のいずれかに該当するもの					

現行

改正案

- 1 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）に規定する一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）に規定する保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
- 2 配偶者暴力防止等法第10条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

- 1 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）に規定する一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）に規定する保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
- 2 配偶者暴力防止等法第10条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等で同条第1項に規定する犯罪等により従前の住宅に居住することが困難となったもの